

総合代理店規約（UNION+代理店契約）
2024年4月制定

レプロ株式会社

UNION+代理店規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- (1) レプロ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、代理店規約（以下、「本規約」という。）を定め、本規約を遵守することを条件として代理店契約を締結したもの（以下「代理店」といいます。）に対して、UNION+代理店制度（以下、「本制度」といいます。）に基づき、当社の代理店として活動することを承認します。
- (2) 本制度の内容は、本規約および当社が示すマニュアル、資料等（以下併せて「本規約等」といいます。）に定めるものとします。
- (3) 代理店は本規約等を遵守して、代理店活動を行うものとします。

第2条 (本規約等の変更)

- (1) 当社は、本規約等を変更することがあります。この場合の本制度の内容は、変更後の本規約等によるものとします。
- (2) 本規約等の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる代理店に対して通知し、当社の指定するウェブサイトに掲載することとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、ウェブサイト掲載後は変更後の本規約等が適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 代理店 ID
当社が代理店ごとに付与する識別 ID。
2. 対象サービス等
本制度の対象となる当社が提供・販売するサービス・商品であり、総合代理店契約にて定めるサービスをいう。
3. お客さま等
対象サービス等の契約者および対象サービス等の見込顧客をいう。

第2章 本制度の内容

第4条 (代理店活動)

本制度に基づき代理店が実施する代理店活動は次のとおりとします。なお、詳細はマニュアル等に定めます。

1. 対象サービス等の勧奨

お客さま等に対象サービス等を紹介し、申し込みの勧誘を行う。

2. お客さま等に対する対象サービス等に関する提供条件等の説明

お客さま等が対象サービス等の申込勧誘時に、その契約内容を説明する。また、当社が「提供条件説明書」を作成しているサービスについては、お客さま等にこれを交付し、サービス提供条件の説明を行うとともに、「提供条件説明書」に記載された個々の説明事項（提供条件の概要）を説明しなければならない。なお、交付する「提供条件説明書」には、代理店の名称、連絡先を記入しなければならない。

3. 利用申込の取次

お客さま等から利用申込があった場合には、所定の利用申込方法により、申込内容を当社に通知する。

4. お客さまサポート

お客さま等に対する問合せ窓口を設置し、対象サービス等に関する問合せがあった場合は、顧客への一次対応を実施する。

- (1) 前項に定める代理店活動にあたって、代理店は、当社の指示する販売方法、販売価格等に従い、実施するものとします。なお、代理店活動において利用する各サービスの利用規約その他資料は必ず最新のものでなければならない。
- (2) 代理店は、対象サービス等の販売および対象サービス等の利用契約の維持継続に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (3) 代理店は代理店活動を遂行するにあたり、消費者契約法等の関係法令を遵守するものとします。

- (4) 代理店及び当社は、代理店活動を円滑に遂行するため、相互の連絡を緊密にとるものとしします。

第5条 （実施責任者）

- (1) 代理店は、代理店活動の実施にあたり、あらかじめ実施責任者を選任し、その連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレスを当社の定める方法で届け出るものとしします。実施責任者が交代したとき、または連絡先に変更があった場合は直ちに当社に通知するものとしします。通知なく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 実施責任者は、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、代理店活動の適正化を図るものとしします。

第6条 （取次サイト）

- (1) 代理店は、対象サービス等の申込みを誘引するために、当社の指定するウェブサイト（以下「取扱サイト」といいます。）上で対象サービス等を紹介し、お客さま等を対象サービス等の申込に誘導できるものとしします。
- (2) 前項の場合、代理店は、当社に対し別途指定する取扱サイトに関する情報を報告するものとし、この報告のあった取扱サイトにおいてのみ、当社の指定する広告やバナーを掲載することができるものとしします。
- (3) 取扱サイトへの対象サービス等のバナー等の掲載にあたっては、併せて当社が別途指定する内容を掲載するとともに、バナー等を申込サイトにリンクさせるものとしします。
- (4) 代理店は、取扱サイトにおいて次の行為を行ってはならないものとしします。これらの行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
 1. 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
 2. 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。

3. 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
4. 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
5. 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
6. 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
7. 犯罪行為、犯罪行為を促す行為、犯罪行為を容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
8. 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
9. 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
10. 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
11. 宗教活動・政治活動あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
12. わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
13. 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
14. インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
15. 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
16. 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
17. 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および

当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。

18. 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含む がそれに限定されない）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信 する行為、あるいはそれに類似する行為。
 19. コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータプログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供したりする行為、またはそのおそれのある行為。
 20. 第三者の通信環境を無断で国際電話やその他高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
 21. 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
 22. 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
 23. ひとつの ID およびパスワードを重複して同時にログインする行為。
 24. その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様に おいて本サービスを利用したりする行為。
- (5) 当社は、申込サイトを当社の都合により一時的にアクセスできない状態にすることがあります。その場合に代理店に何らかの負担または損害が発生した場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第7条 （代理店支援）

(1) 当社は、代理店に対し、次の支援を行うものとします。

1. ビジネスツールの提供
パンフレット、カタログ、販売マニュアル等を提供する。
2. パートナーメディアの提供
代理店用の情報提供・販売支援を行うパートナーメディアを設置

する。

3. その他

サービス・技術検証情報等を提供し、プロモーション協調を行う。

- (2) 前項に定める他、代理店と当社間で書面による合意をすることにより、個別の支援を行うことができるものとします。

第8条 (商標、販促商材等の使用の許諾)

- (1) 代理店は、対象サービス等に関する当社の商標およびそのサービス名称やサービス表記（以下、「商標等」という。）を、本規約の目的の為に当社が許諾する範囲内において使用することができるものとします。また、商標等に関する指示が変更になった場合は、当社の指示に従い、ただちにその指示に従わなければならないものとします。
- (2) 代理店は、商標等を加工、修正あるいは変更を加えたりしてはならないものとします。
- (3) 代理店は、代理店活動のための宣伝広告や販売促進資料等において、商標等の使用、サービスに関する内容を掲載するにあたっては、当社の事前の文書による承認を得るものとし、カタログ、宣伝広告物及びその他印刷物等には、当社がサービスの販売元であることを明記しなければならないものとします。
- (4) 代理店は、当社が代理店活動のため提供するバナー等や販促資料、パンフレット等（以下併せて「販促商材」という。）を使用できるものとします。
- (5) 当社が提供する販促商材は、当社が著作権を有し、または使用許諾を得ているものであり、代理店は、記載されている著作権表示を削除してはならない。また、その利用にあたっては、当社の許可した範囲の利用に限定されるものとします。
- (6) 代理店は、商標等、販促商材が当社の財産であることを認識し、その管理に際して善良なる管理者としての注意義務を払うものとします。

第9条 (代理店手数料)

- (1) 当社は、代理店活動の結果、代理店が新規に獲得した対象サービス等の契約（以下「対象契約」という）のうち、当社の定める要件を満たすも

のについて、当社が別途周知する代理店手数料を支払うものとします。なお、代理店が自らの名義で契約する対象サービス等については、代理店手数料の対象外となります。

- (2) 前項の場合において、代理店手数料の対象となる契約が利用規約の違反等により、契約解除となった場合には、当社は、代理店手数料を支払わないこととします。

第10条（再委託の禁止）

代理店は、代理店活動に関する業務を第三者に委任し、または請け負わせてはならないものとします。

第11条（当社との関係）

代理店と当社との関係は、本規約等が定める契約関係のみであって、それ以外に、共同事業者、ジョイントベンチャー、フランチャイズ、本人と代理人との関係などを創設するものではありません。代理店は、第三者がそのような誤解を引き起こすおそれのある表示又は対応をしてはならないものとします。

第3章 代理店契約

第12条（申込み）

- (1) 代理店契約の申込みは、本規約に同意の上、当社所定の手続きにより行うものとします。
- (2) 前項による申込みにあたっては、別途当社の指定する資料を提出していただきます。
- (3) 代理店契約の申込みは、日本国法に基づき設立された法人に限ります。

第13条（契約の成立）

- (1) 当社は、当社の定める審査基準に従い、利用申込内容を審査します。審査基準に適合した場合、当社は代理店契約の申込みを承諾します。
- (2) 当社が代理店契約の申込みを承諾した場合は、申込者に対してその旨を

通知します。この通知日をもって代理店契約は成立するものとする。

- (3) 当社が申込みを承諾しない場合には、当社より申込者に対しその旨を通知します。

第14条（販売目標）

- (1) 当社は、前条に定める代理店契約の承諾したときは、契約期間ごとに代理店が達成すべき販売目標を定め、代理店に対して承諾通知とともに通知します。
- (2) 当社は、契約期間満了の1か月前までに代理店に対して書面で通知することにより、更新後の契約期間における販売目標を変更することができるものとします。
- (3) 代理店が販売目標の未達成が予測される場合には、当社は、代理店に対して、販売方法等の指導等を行うことができるものとします。

第15条（各種変更申請）

- (1) 代理店は、以下の各号に変更があったときは、そのことをただちに当社に届け出るものとします。
 1. 住所、商号、代表者
 2. 実施責任者
 3. 連絡先住所、電話番号、電子メールアドレス
 4. 代理店ウェブサイト（複数ある場合は全ての URL を申請）
 5. 当社に届け出た取次手数料振込み用口座に関する事項
- (2) 前項の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類の提出を依頼する場合があります。

第16条（代理店契約の承継）

代理店である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより権利主体が変更になった場合は、承継法人はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後14日以内に、その旨を当該承継法人に通知します。

当社が通知しなかった場合、承継法人は当該代理店契約に係る一切の権利・義務を承継するものとします。

第17条（契約期間）

- (1) 代理店契約の契約期間は、その成立日から毎年3月31日までとします。
- (2) 代理店契約は、代理店または当社が契約期間満了日の1ヶ月前までに相手方に対し、書面による更新拒絶の申し出をしない限り、自動的に1年更新されるものとし、以後も同様とします。
- (3) 当社は、代理店契約の更新時に第14条（販売目標）に定める販売目標を代理店に設定できるものとし、以後も同様とします。

第18条（代理店が行う代理店契約の解約）

- (1) 代理店は、代理店契約を解約するときは当社に対しその旨を書面により通知するものとし、以後も同様とします。
- (2) 代理店契約は、当社が代理店からの前項に定める通知を受領した日をもって終了するものとし、以後も同様とします。

第19条（当社が行う代理店契約の解除）

- (1) 代理店が次の各号のいずれかに該当したときは、当社からの相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に是正措置をしないときは、当社は代理店契約を解除できるものとし、以後も同様とします。
 1. 本規約などに違反したとき
 2. 対象サービスの新規申込みが、6ヶ月以上なかったとき
 3. 第14条（販売目標）に定めた目標額を達成できなかったとき
 4. その他、当社が本制度の提供にふさわしくないと判断したとき。なお、ふさわしくないと判断は、当社が当社の基準に基づき、独自に判断できるものとし、代理店は当社にかかる判断に一切の異議を申立てないものとし、以後も同様とします。
- (2) 代理店が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は何ら催告も通知もすることなく代理店契約を解除することができるものとし、以後も同様とします。また、代理店は当社に対するすべての債務について期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとし、以後も同様とします。
 1. 監督官庁その他官公署より、代理店たる法人の営業に関し、指導、勧告または許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき。

2. 第 22 条（禁止事項）に定める行為を行ったとき
 3. 支払いの停止があったとき、仮差押、差押、競売、破産、民事再生
手続、会社更生手続もしくは特別清算の申立を受けたとき、または
租税滞納処分を受けたとき
 4. 手形または小切手が不渡りとなったときその他財産状態が著しく
悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 5. 当社が代理店と連絡を取ろうとしたにもかかわらず、30日間以上
にわたり確認がとれないとき
 6. 代理店が正当な理由無く代理店手数料等の受領遅滞をしたとき
- (3) 前項により当社が行う解除は、何ら代理店に通知することなく、行える
ものとします。なお、前項第5号による場合は、連絡が取れることを確
認できた最後の日の翌日をもって契約解除の効力が生じることとしま
す。なお、その旨は通知の到着の如何にかかわらず、代理店が当社に届
け出た連絡先にあて送付することとします。
- (4) 当社が解除権を行使した場合、代理店が当社に対して代理店手数料等の
債権を有していた場合には、これを放棄したものとみなします。
- (5) 当社が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、代理店に損害
が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、
かかる解除により当社に損害が生じたときは、代理店はその損害を賠
償するものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

- (1) 当社及び代理店は、相手方に対し、自己及び自己の取締役、執行役員等
重要な使用人、その他経営に実質的に関与する者が反社会的勢力に該当
しないことを表明し、かつ代理店契約の契約期間中該当しないことを保
証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力
団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいま
す）第7条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義され
る暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団
関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴
力集団及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不

当要求を行う集団又は個人をいいます。

- (2) 当社及び代理店は、代理店契約の履行に関連して自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を相手方またはお客さま等に行わないことを、保証するものとします。
 1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方またはお客さま等の信用を棄損し、又は相手方またはお客さま等の業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社及び代理店は、相手方が前2項の表明・保証に違反した場合、又は、代理店契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、代理店契約を解除できるものとします。
- (4) 前項の規定に基づき代理店契約を解除した当事者は、代理店契約を解除したことに起因して相手方に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
- (5) 代理店は、代理店又は代理店の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約するものとします。また、下請又は再委託先業者が第1項に該当することが判明した場合には、ただちに契約を解除するものとします。

第21条（契約終了時の措置）

- (1) 代理店契約が終了した場合は、その理由の如何を問わず、代理店は、終了時点以降、一切の代理店活動を行ってはならないものとします。
- (2) 当社から提供あるいは貸与された物（その複製品を含む）を速やかに当社に返還するとともに、代理店の費用負担で、商標等の表示をただちに抹消あるいは撤去するものとする。
- (3) 代理店は、代理店契約が終了した場合に、当社が要請した場合には、そ

の取り次いだ契約者に関する業務の引き継ぎを行うものとします。なお、その場合に対価が発生する場合は、別途代理店と当社で協議するものとします。

第4章 代理店の義務

第22条（禁止事項）

- (1) 代理店は、代理店活動の実施にあたり、次の各号に定める行為及びこれらに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。
 1. 当社および対象サービス等の提供に関連する事業者の信用、評判並びに印象等に悪影響を及ぼす行為
 2. 対象サービス等その他当社の取扱商品の評判、印象等に悪影響を及ぼす行為
 3. 法令、監督官庁の指示・指導等に違反した行為
 4. その他公序良俗に反する行為、社会的、教育的に悪影響を及ぼす行為

第23条（必要情報の提供）

- (1) 代理店は、代理店契約に関して当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。
- (2) 代理店は、自らに次の事由が発生した場合は、直ちに、当社に報告するものとします。
 1. 代理店の代表者の異動、資本金、商号、その他経営の重要事項について変更があったとき
 2. 代理店の経営状態に重大な変化が発生したとき

第24条（代理店活動にあたっての注意事項）

- (1) 代理店は、代理店活動を行うにあたり、お客さま等に対し、当社が予め提供した情報を当社が事前に了承した方法で提供して説明するものとします。
- (2) 代理店は、契約条件その他対象サービス等に関し、虚偽の説明を行い、

または事実の説明を行わないことにより、お客さま等を誤認させてはならないものとします。

- (3) 代理店は、お客さま等が対象サービス等の契約条件（利用規約を含みそれに限らない）を遵守するよう指導するものとします。
- (4) お客さま等が対象サービス等の提供に関する契約成立後 6 ヶ月以内に当該契約に違反し、その違反により契約解除に至った場合には、当社は、当該契約に関する手数料を支払わないことができるものとします。
- (5) お客さま等が代理店の行う対象サービス等の勧奨に関し、その契約締結の拒否または勧奨継続の拒絶を表明した場合には、当該お客さま等に対し、当該対象サービスの勧奨を行ってはならないものとします。

第25条（電子メールによる応答義務）

代理店は、常に当社からの電子メールが、代理店が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。

第26条（監査）

- (1) 代理店は、当社から代理店活動について報告の依頼をしたときには、すみやかにその依頼内容に従い報告するものとします。
- (2) 代理店は、代理店契約の有効期間中及び代理店契約の終了日から5年間、当社及び当社の指定する第三者が代理店の通常の営業時間中に代理店活動に関する記録の閲覧及び複写し、または代理店活動について聴取を行い、これを監査することを認めるものとします。
- (3) 前項の定めに従い当社が監査した結果、代理店活動において不適切な行為を行っていたことが判明した場合、当社は、代理店に対し、直ちに代理店活動の停止を指示することができるものとします。

第5章 情報の管理

第27条（代理店の機密保持等）

- (1) 代理店は、代理店契約に関連し知り得た当社の業務上の機密、又は当社より開示された機密情報、本契約に関して入手した顧客情報（顧客候補者に関する情報を含む）を厳重に管理し、当社の書面による事前の承諾なくして第三者に開示、漏洩せず、又、開示目的以外に使用してはなりません。ただし、次の各号に記載のものは機密情報として取り扱わないものとしします。
 1. 提供若しくは開示を受けた際に公知となっており、又は適法に所有していた情報。
 2. 提供若しくは開示を受けた後に、代理店の責によることなく公知となった情報。
 3. 提供若しくは開示を受けた後に、代理店が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手、又は独自に開発・取得した情報。
- (2) 代理店は本条に違反した場合には、速やかに相手方にその内容を通知しなければならない。

第28条（当社の機密保持等）

- (1) 当社は、代理店契約に関連し知り得た代理店の業務上の機密を、代理店の書面による事前の承諾なくして、第三者に開示、漏洩せず、又、開示目的以外に使用してはなりません。ただし、次の各号に記載のものは機密情報として取り扱わないものとしします。
 1. 提供若しくは開示を受けた際に公知となっており、又は適法に所有していた情報。
 2. 提供若しくは開示を受けた後に、当社の責によることなく公知となった情報。
 3. 提供若しくは開示を受けた後に、当社が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手、又は独自に開発・取得した情報。
- (2) 当社は本条に違反した場合には、速やかに代理店にその内容を通知します。
- (3) 当社は、お客さま等の技術上・営業上またはその他の業務上の情報（以下、「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほかお客さま等に同意を得た範囲内でのみ利用するものとしします。

第29条（存続条項）

本章に定める条項は、代理店契約が終了した後も存続するものとします。

第6章 代理店手数料

第30条（代理店手数料）

- (1) 当社が代理店に支払う代理店手数料は別途通知することとします。
- (2) 代理店手数料およびその算定方法は、次のとおりとします。
 1. 「一時手数料」

代理店 ID を併せて通知した利用申込により成立した新規契約（以下「手数料対象契約という」1契約につきに定める額を支払う。
 2. 「累積月額手数料」

手数料対象契約のうち、暦月末に契約を継続している契約数に定める金額を乗じたものを支払う。
 3. 代理店手数料の算定根拠額に、他の事業者のサービスに対する料金が含まれている場合は、その料金を算定根拠額より減算して代理店手数料を算出する。
 4. 新規の手数料対象契約が6か月以上ない場合、新たな手数料対象契約が成立し、その利用が開始されるまでの間、暦月末に契約を継続している契約数を「0」（ゼロ）と見なして、累積月額手数料を算出する。

第31条（代理店手数料の支払）

- (1) 当社は、対象契約の集計を行い、代理店手数料が発生した代理店に対し、指定した手数料支払い期日に代理店手数料およびその明細を記載した手数料明細書を通知することとします。
- (2) 代理店は、前項による当社から通知した手数料明細書の内容に異議がある場合、当社が指定する異議申し立て期日までに申し立てるものとします。

- (3) 前項に定める異議の申し立てがあった場合には、当社と代理店の協議の上、異議内容を確認し、代理店手数料の金額を確定するものとします。
- (4) 当社は、第2項に定める代理店からの異議の申し立てがない場合には、手数料明細書に記載の金額を販売手数料明細書に指定の振込日までに、代理店の指定する金融機関口座に該当金額を振り込むものとします。
- (5) 代理店の指定した金融口座に該当金額が何らかの理由で振り込めない場合、当社の定める期間内にそれに替わる金融口座を届け出ない場合は、一切の代理店手数料を支払わないものとします。
- (6) 当社は、第19条および第20条に基づき代理店契約が解除された代理店に対しては、一切の代理店手数料を支払わないものとします。
- (7) 前項に定める以外の代理店契約の終了の場合は、当社は、契約が終了した代理店に対して第1項に定めるスケジュールに従い終了時までの手数料を支払うものとします。

第7章 損害賠償

第32条 (損害賠償)

- (1) 当社は、代理店活動の実施に基づき発生した代理店の損害については、一切の賠償の責を負わないものとします。
- (2) 代理店は代理店活動を遂行するにあたり、お客さま等もしくは第三者から異議、クレーム、又は損害賠償の請求があった場合、またはお客さま等もしくは第三者との間で紛争が生じた場合（以下併せて「紛争等」といいます。）は、直ちにこれを当社に報告し、当社の指示に従うものとする。
- (3) 代理店が前項に定める当社への報告を怠り、または当社の指示に従わなかった場合、代理店は当該紛争等に関して、自己の費用と責任において解決し、当社を当該紛争等から防御し、免責しなければならないものとします。
- (4) 代理店及び当社は、前2項に定める場合を含め、お客さま等を含む第三者から請求または訴訟を提起された場合、遅滞なく相手方にその旨通知し、両者協議の上、対応するものとします。この場合において、代理店

および当社は、自己が当該請求または訴訟について何ら責を負わないときであっても、かかる請求又は訴訟について責を負う当事者の要求に応じて必要な援助を行うものとしします。

第8章 雑則

第33条（著作権の帰属）

- (1) 当社が、代理店に対し提供するマニュアル、資料、パンフレット、コンテンツ等（以下「貸与資料」という。）の著作権は、当社に帰属します。
- (2) 代理店は、当社の承諾なしに貸与資料の改変（要約を含む）を行ってはならない。
- (3) 代理店は、貸与資料に含まれる著作権が当社の所有する知的財産であることを認識し、その管理に際して善良なる管理者としての注意義務を払うものとしします。

第35条（準拠法・管轄裁判所）

利用規約に基づき締結された契約に関する準拠法は、日本法とし、当該契約に関して紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所としします。付則本規約は、2024年4月1日から制定実施します。